

運 営 規 程

医療法人 晴生会

介護老人保健施設 葵の園・八千代

介護老人保健施設「葵の園・八千代」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 (1)この運営規程は、医療法人「晴生会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・八千代」(以下、「施設」という。)が介護保健法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)「指定介護予防サービス等の事業の人員・設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(2)施設の所在地及び名称は下記の通りとする。

茨城県結城郡八千代町大字新井1 1 5 番1

医療法人晴生会

介護老人保健施設 葵の園・八千代

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

四 その他事項

利用者主体の観点から下記の事項について施設内で規程を定め、適切に実施していくものとする。

- (1) 個人情報保護に関する事項
- (2) 感染症対策に関する事項
- (3) 事故防止およびリスクマネジメントに関する事項

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(6) 身体拘束の廃止

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為は行わないこととする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所 リハビリテーション		職 務	備考 (兼務等の 状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人	人	施設、職員及び業務 の管理	医師を兼務
医 師					利用者の健康管理	
薬 剤 師		0.3			薬の調剤	
看護職員	9	1.2	1		利用者の看護	
介護職員	24	2.2	5	1.7	利用者の介護	
支援相談員	2		1		利用家族の 相談援助	
理学療法士 作業療法士	3.5		1.5		機能回復訓練の 実施	
言語聴覚士	0.5		0.5			
管 理 栄 養 士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1				ケアプラン策定	
調 理 員	委託				入所者の食事調理	業務委託
事務職員	5				事務全般	
その他職員		5.9				
合 計	45	10.2	8	1.8		

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 100名
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(空床利用)含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事および栄養マネジメント
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事および栄養マネジメント
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 送迎サービス
 - 七 口腔ケア

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別途定める。

4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 7時45分～8時15分
- 二 昼食 11時45分～12時15分
- 三 夕食 18時00分～18時30分

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始は除く。

（2）営業時間 午前9時30分より午後3時30分までとする。（送迎時間は除く）
ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第11条（介護予防）指定短期入所療養介護及び（介護予防）指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は結城郡八千代町、下妻市とし、隣接する結城市、筑西市、古河市、つくば市、坂東市については一部地域とする。

一部地域とは、施設より概ね20kmまたはおおよそ30分以内とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

（衛生保持）

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 15 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 16 条 1. 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第 17 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により同意を得るものとする。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第 18 条 1. 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

2. 提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・掲示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

3. サービスに関する入所者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。詳細は、別途定める。

(虐待防止)

第 19 条 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

事務長・看護師長・介護支援専門員を軸とし、新規入職者へのオリエンテーション、研修委員会により身体拘束・虐待防止についての勉強会実施、疑わしき事案が発生した際には該当職員を含む同時間帯の職員への聞き取り、指導改善策のカンファレンスを行うこととする。

(褥瘡対策等)

第20条 当施設は、利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みの1つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備する。

(協力病院)

第21条 協力病院は、次のとおりとする。

一 協力病院名	医療法人光潤会 平間病院
診療科目	内科、外科、整形外科、他
所在地	茨城県下妻市江 2051

二 協力歯科医療機関名	医療法人社団芳樹会 え歯科医院
所在地	茨城県下妻市江 1572-4

(緊急時の対応)

第22条 当施設は、利用者様に対し施設医師の医学的な判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する事があります。

利用者様に対し、当施設における介護保健サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

入所利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(記録)

第23条 利用者の介護保険施設サービス・通所リハビリテーション（予防）短期入所療養介護（予防）の提供に関する記録は利用開始日より5年間保管します。

利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の用紙に記載し開示請求をして下さい。但し、利用者の代理人に対しては

利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(賠償責任)

第 24 条 介護保健サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償する事とします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して当施設に対してその損害を賠償することとします。

(会計の区分)

第 25 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 26 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人「晴生会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 28 年 11 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

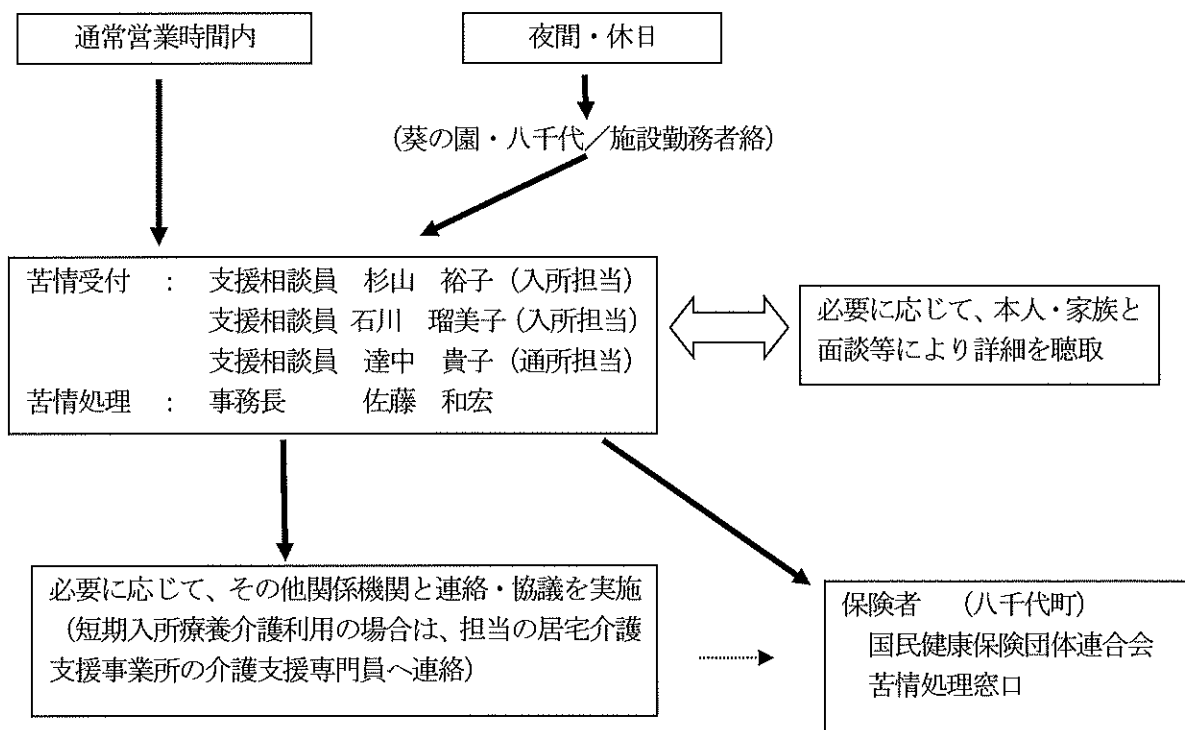
本規定は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

利用者さまからの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	医療法人 晴生会 介護老人保健施設 葵の園・八千代
申請するサービス種類	介護老人保健施設・(予防) 短期入所療養介護・(予防) 通所リハビリテーション

措 置 の 概 要

- 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
通常営業時間内の窓口を事業所内に設置し、担当者は支援相談員とする。
尚、夜間・休日等は、介護老人保健施設 葵の園・八千代の施設勤務者が対応し、下記の事務長へ連絡する。
- 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



●苦情受付・苦情処理

医療法人 晴生会 介護老人保健施設 葵の園・八千代

〒300-3519 茨城県結城郡八千代町大字新井115番1 (TEL 0296-30-3700)

苦情責任者 事務長 佐藤 和宏

●その他の苦情処理受付機関

茨城県社会福祉協議会運営適正化委員会

茨城県水戸市千波町1918 (TEL 029-305-7193)

茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県水戸市笠原町978-26 (TEL 029-301-1565)

八千代町 長寿支援課

茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地 (TEL 0296-48-1111)

令和7年10月1日

利 用 者 様 各 位

医療法人晴生会
介護老人保健施設 葵の園・八千代
理事長 新 谷 正 義

苦情解決に向けて

医療法人晴生会 介護老人保健施設 葵の園・八千代が提供する指定介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーションに対する苦情に適切に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者を定めました。

なお、苦情解決の方法は、3のとおりです。

1 苦情解決責任者 事務長 佐藤 和宏 茨城県結城郡八千代町大字新井115番1
医療法人晴生会
介護老人保健施設 葵の園・八千代
TEL 0296-30-3700

2 苦情受付担当者 支援相談員 杉山 裕子（入所担当） 同 上
支援相談員 石川 瑠美子（入所担当） 同 上
支援相談員 達中 貴子（通所担当） 同 上

3 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

（4）茨城県運営適正化委員会等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、茨城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等に申し立てることができます。

【茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会】

（住 所） 茨城県水戸市千波町1918番地
（電話番号） （029）305-7193
（ファックス） （029）305-7194

【茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室】

（住 所） 茨城県水戸市笠原町978-26
（電話番号） （029）301-1565

【八千代町 長寿支援課】

（住 所） 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170
（電話番号） （0296）48-1111